

一 第2章 社会福祉 一

大雪地区広域連合障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例

平成18年3月31日

条例第1号

改正 平成26年3月25日 条例第2号

(審査会の委員の定数)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する大雪地区広域連合障害支援区分審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、5人とする。

(委任)

第2条 法令及びこの条例に定めるものほか審査会に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。